

議員提出議案第 1 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議会会議
規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 2 月 5 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	手 嶋 正 巳
賛成者	同	澤 田 豊 秋
	同	山 本 秀 正
	同	谷 田 順 子
	同	小 椋 憲 浩
	同	金 光 敦

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

提案理由説明

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正理由

これは、特別職の国家公務員の給与の額について、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されたことに伴い、琴浦町議会の議員報酬の期末手当に関し、特別職の国家公務員の改定に準じて改正を行うものであります。

2 改正案の概要

(1) 期末手当を 0.05 月引き上げ、年 3.45 月 を 3.50 月 とする。

ア) 令和 7 年度期末手当について、12 月支給分、現行の 1.725 月 を 1.775 月 へ改める。

イ) 令和 8 年度以降の期末手当の支給割合を、6 月期、12 月期、それぞれ、1.75 月 とする。(年 3.50 月)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第 1 条の規定による改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

(3) 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に、 <u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に、 <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

第2条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 略	(期末手当) 第6条 略

<p>2 期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に、<u>100分の175.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。